

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応状況を報告  
／東京証券取引所・金融庁

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2019年1月28日、金融庁で「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第17回）が開催され、その中で、東京証券取引所より「改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2018年12月末日時点）速報版」が報告されました。

「コーポレートガバナンス・コード」は2018年6月1日に改訂され、企業年金に関しては、新たに「原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が追加されました。同コードの改訂を受けた上場企業による「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出については、東京証券取引所より「準備が出来次第速やかに、かつ、遅くとも2018年12月末日までに行う」こととされていたところです。

<ご参考（前回ご案内）>2018\_04\_メルマガ 2018.06.07【DB・厚年基金】コーポレートガバナンス・コードの改訂等を公表／東京証券取引所・金融庁

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/222\\_nenkin\\_magazine\\_20180607.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/222_nenkin_magazine_20180607.pdf)

今回、2018年12月末日までに提出された「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における、改訂コードへの対応状況がまとめられましたので、ご案内いたします。

<東京証券取引所「改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2018年12月末日時点）速報版」の概要>

○金融庁HP

<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20190128/01.pdf>

（以下、一部抜粋）

1. コンプライ（原則の実施）／エクスプレイン（原則を実施しない場合、その理由の説明）の状況（報告書4頁に記載）

・全78原則をコンプライしている会社

：18.1%（386社） 【31.6%】

・コンプライしている原則の数

90%以上：85.3%（1,815社）【93.0%】

90%未満：14.7%（313社） 【7.0%】

※数値は、東京証券取引所市場第一部の会社（コード対応状況を開示した2,128社）における割合。

※【 】内は2017年7月時点の東京証券取引所市場第一部の会社（コード対応状況を開示した2,155社）における割合。

2. 改訂・新設された原則のコンプライ状況（同5頁に記載）

・「原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

のコンプライ率：95.5%

※数値は、上記1. に同じ。

3. 個別の原則の取組み状況（同19頁に記載）

・「原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」で求められている「人事面や運営面における取組み」としては、「適切な資質を持った人材の配置」に言及している会社が最も多く、216社（JPX日経インデックス400を構成する400社中）。これに、「運用機関に対するモニタリング」（154社）が続く。

なお、参考資料として「原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」の開示例、及びエクスプレイン例も報告されています。

○金融庁HP（原則２－６の開示例・エクスプレイン例については、以下の「参考資料」３７～４２頁に記載）

<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20190128/02.pdf>

<ご参考>東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」

（２０１８年６月１日改訂）（抜粋）

**【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】**

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

○東京証券取引所HP

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/20180601.pdf>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

TEL 03-5533-5572

FAX 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp